# ID:　112

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 受給資格証の交付 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町乳幼児医療費給付条例　第5条第1項 |
| **例規番号** | 平成17年条例第99号 |
| 【根拠条文】(受給資格証)第5条　町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。2　受給資格者は、受給資格者が監護する乳幼児(以下「給付対象者」という。)が病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。【基準】根拠条文、第3条及び第6条の規定による。(給付の要件)第3条　乳幼児医療費の給付は、本町に住所を有し、及び医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児の保護者(規則で定める特別の理由により乳幼児医療費を支払うことが困難であると町長が認めた場合を除き、その者の前年(1月から6月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない乳幼児でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別に規則に定める額以上の者は除く。)に対しこれを行う。(給付対象額)第6条　乳幼児医療費の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額から医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額を控除した額(以下「保険者等負担控除後の額」という。)とする。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |